奈良労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 27 日

奈良労働局長　荒川あや子

第４号中「１時間803円」を「１時間810円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 27 日

奈良労働局長　荒川あや子

第４号中「１時間802円」を「１時間808円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県自動車小売業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 27 日

奈良労働局長　荒川あや子

第４号中「１時間804円」を「１時間810円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年和歌山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 27 日

和歌山労働局長　楪葉　伸一

第４号中「１時間747円」を「１時間754円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月30日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 27 日

島根労働局長　坪田　一雄

第４号中「１時間750円」を「１時間761円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 27 日

島根労働局長　坪田　一雄

第４号中「１時間751円」を「１時間760円」に改める。

佐賀労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 27 日

佐賀労働局長　西村　公子

第４号中「１時間725円」を「１時間734円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 27 日

鹿児島労働局長　井上　俊美

第４号中「１時間724円」を「１時間735円」に改める。

## 国家試験

**採用候補者名簿の有効期間の満了**

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成25年11月26日をもって満了した。

平成 25 年 11 月 27 日

人事院人材局企画課長　赤穂　敏広

記

平成24年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）

平成24年度入国警備官採用試験

平成24年度海上保安学校学生採用試験（船舶運航システム課程区分、情報システム課程区分、海洋科学課程区分）

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された全ての採用候補者名簿の有効期間は、平成25年11月26日をもって満了した。

平成 25 年 11 月 27 日

人事院北海道事務局第二課長　澤井　隆志
人事院東北事務局第二課長　佐々木泰則
人事院関東事務局第二課長　糸満　誠
人事院中部事務局第二課長　石坂　政雄
人事院近畿事務局第二課長　中島　隆
人事院中国事務局第二課長　石田　栄二
人事院四国事務局第二課長　藤田　武志
人事院九州事務局第二課長　橋本　勉
人事院沖縄事務所調査課長　渡辺　二郎

記

平成24年度刑務官採用試験

## 公　告

### 諸事項

### 工場財団

東京都中央区京橋二丁目14番１号**株式会社ルネサス北日本セミコンダクタ**の工場財団に山形県米沢市大字花沢字八木橋東三3274番地株式会社ルネサス北日本セミコンダクタ米沢工場の機械器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 25 年 11 月 27 日

山形地方法務局米沢支局

広島県府中市目崎町762番地**リョービ株式会社**の工場財団に静岡市清水区蒲原5215番地の１リョービ株式会社静岡工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 11 月 27 日

静岡地方法務局清水出張所

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に高知県香南市香我美町徳王子123番地ルネサスエレクトロニクス株式会社高知工場の工作物、機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 11 月 27 日

高知地方法務局香美支局

### 商業登記抹消公告

本店　横浜市港北区新横浜一丁目11番４号
商号　株式会社バウネットワーク

上記に係る東京法務局港出張所平成20年６月23日受付第25193号で登記した取締役及び代表取締役の辞任登記は、取締役就任（平成19年11月１日就任）登記及び代表取締役就任（平成20年６月20日就任）登記の抹消により法律で定めた取締役の員数を欠くこととなり、商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成 25 年 11 月 27 日　　横浜地方法務局